

告 示

埼玉県告示第二百八十一号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、修正数値図化）

三 作業地域

戸田市全域

四 作業期間

令和元年六月十八日から令和二年六月三十日まで